平成２９年（フ）第２３０号
広島市安佐南区八木５丁目８番20―504号
債務者　山本　真奈
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７号
仙台市泉区南光台１丁目27番13号　シャトレアン105、従前の住所仙台市泉区北中山４丁目42番地の９　Ｓｔｉｌｌ Ｆｌｕβ201
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
秋田市広面字野添92番地　リビングタウン東通ⅡＦ102
債務者　奥野　友紀（旧姓蜂谷）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
福島市新浜町３番４号　新浜プラザ307号
債務者　西村　忠彦
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
茨城県土浦市富士崎２丁目２番25号
債務者　大谷内英雄
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９８号
茨城県取手市野々井881番地８
債務者　藤本　英治
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
千葉県船橋市松が丘３丁目35番13号
債務者　上能　一也
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８８号
千葉市中央区問屋町15番５号　カテリーナ東京ベイ　コスタヴィアーレ1001号
債務者　小林　敬與
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８９号
千葉県市川市南八幡３丁目21番９号　（静観荘102号）
債務者　只野　廣喜
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０８号
千葉市緑区土気町1620番地21　エステ・ヒルズ千葉東Ⅵ棟404号
債務者　中原　健志
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３８号
千葉県市川市稲越町248番地３（グランシャリオ105号）
債務者　榮　留奈子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５４号
千葉市花見川区花園町1539番地１　シャトーカネジン新検見川206号
債務者　清藤　哲之（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６７号
新潟市東区新岡山２丁目５番12号
債務者　池乗　　剛
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
新潟市西区寺尾前通１丁目12番地１　アネシス寺尾前Ｄ202号
債務者　安部　　敬
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
新潟市中央区旭町通２番町5239番地
債務者　久保田泰宏
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８３号
新潟市中央区西堀通３番町258番地
債務者　山岸　澄子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
新潟市南区大通南３丁目98番地
債務者　小出　啓子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部